

第 19 号議案

豊後大野市道路占用料徴収条例の一部改正について

豊後大野市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のようすに定める。

平成 30 年 2 月 27 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号）の一部改正に伴い、道路占用料の額及び計算方法を改正したいので、この案を提出するものである。

豊後大野市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

豊後大野市道路占用料徴収条例（平成 17 年豊後大野市条例第 228 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 2 号中「が 1 平方メートル未満のもの又は 1 メートル未満の端数は、1 平方メートルに、占用の長さ 1 メートル未満のもの又は 1 メートル未満の端数は、1 メートルにそれぞれ切り上げる」を「若しくは長さが 0.01 平方メートル若しくは 0.01 メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに 0.01 平方メートル若しくは 0.01 メートルの端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てる」に改める。

別表法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物の部第 2 種電話柱の項中「910」を「900」に改め、同部路上に設ける変圧器の項中「560」を「550」に改め、同部広告塔の項中「540」

Aに0.004を乗じて得た額	Aに0.005を乗じて得た額
Aに0.007を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額
Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.01を乗じて得た額
270	290
160	170
1,100	1,100
5	6
54	58
54	58
540	580
910	900
5	6
54	58
5	6
54	58
540	580
270	290
1,100	1,100
54	58
110	110

を「580」に改め、同表中

A に 0.02 を乗じて得た額	A に 0.024 を乗じて得た額
A に 0.02 を乗じて得た額	A に 0.024 を乗じて得た額
A に 0.028 を乗じて得た額	A に 0.034 を乗じて得た額
A に 0.02 を乗じて得た額	A に 0.024 を乗じて得た額
A に 0.014 を乗じて得た額	A に 0.017 を乗じて得た額
A に 0.02 を乗じて得た額	A に 0.024 を乗じて得た額
A に 0.014 を乗じて得た額	A に 0.017 を乗じて得た額
A に 0.02 を乗じて得た額	A に 0.024 を乗じて得た額
A に 0.02 を乗じて得た額	A に 0.024 を乗じて得た額
A に 0.028 を乗じて得た額	A に 0.034 を乗じて得た額
A に 0.028 を乗じて得た額	A に 0.034 を乗じて得た額
A に 0.02 を乗じて得た額	A に 0.024 を乗じて得た額
A に 0.02 を乗じて得た額	A に 0.024 を乗じて得た額
A に 0.028 を乗じて得た額	A に 0.034 を乗じて得た額

改め、同表備考 6 中「1 平方メートル若しくは 1 メートル」を「0.01 平方メートル若しくは 0.01 メートル」に、「1 平方メートル又は 1 メートルとして」を「その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。